

クロスボウの有害がん具刃物類の指定について

地域福祉部
児童家庭課

1 クロスボウとは



- 弦を引いた状態に固定する構造を有するもので、弦を固定してから矢をつけ、銃のように引き金を引くことにより矢を発射させるもの。
- 古くから武器として用いられてきた。現在、競技スポーツ用具等として使用されている（海外では狩猟の用具としても使用）。
- 「ボウガン」はクロスボウの通称で、弓（BOW）と銃（GUN）を組み合わせた和製英語。（英語ではcrossbow）

2 クロスボウの使用実態

◆射撃競技

- クロスボウを使用した射撃競技が行われており、国内の競技者数は100人程度。
- 国内の競技団体として日本ボウガン射撃協会が存在し、大学の部活を含む9団体が参画。国際競技団体（IAU）に加盟し、国際大会にも参加。
- 山形県上山市では、ボウガン射撃が市総合体育大会の種目となっている。

◆趣味・レジャー等

- 射撃競技とは別に、趣味・レジャー等として、クロスボウが使用されている。ルールは特段定められておらず、対象人口は必ずしも明らかではない。
- クロスボウの正しい使い方と理解普及を目的とした団体として、一般社団法人全日本クロスボウ協会が存在。

◆その他

- 鳥獣保護管理法第9条に基づき、学術研究や鳥獣の管理の目的で、クロスボウを使用して麻酔を投与する方法により鳥獣の捕獲をすることについて、都道府県知事から許可がなされた例がある。
- 鯨の生体組織の採取の目的で、クロスボウが使用されている例がある。

3 クロスボウの特徴（洋弓・和弓との比較）

	射撃姿勢・矢の初速	習得期間等
<p>クロスボウ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○弦を引いた状態で固定装置によって固定した後、狙いを定め、引き金を引いて発射 ○矢の初速が時速400kmを超えるものも存在 	<ul style="list-style-type: none"> ○弦を引いた状態で固定した後は人力で弦を引くことなく発射可能 ○競技において、初心者でも初日に30m先の的に当てることが可能
<p>洋弓 (アーチェリー)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○人力で弦を引いた状態のまま狙いを定め発射 ○矢の初速は、トップレベルの選手でリカーブボウの場合は時速200km程度、コンパウンドボウの場合は時速300km程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴム弓（棒にゴムをつけた練習用具）を使用するなどして、正しい姿勢や弦を引く力を身につける必要がある。 ○競技において、初心者が30m先の的に矢を当てられるようになるまで数ヶ月を要する
<p>和弓 (弓道)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○人力で弦を引いた状態のまま狙いを定め発射 ○矢の初速は、国体出場選手で時速200km程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴム弓（棒にゴムをつけた練習用具）を使用するなどして、正しい姿勢や弦を引く力を身につける必要がある。 ○競技において、初心者が28m先の的に矢を当てられるようになるまで数ヶ月を要する

クロスボウの有害がん具刃物類の指定について

地域福祉部
児童家庭課

4 クロスボウが使用された事件

◆H22.1~R2.6の検挙件数：計32件（全国）※6月以降も発生

H22年2月	神奈川県横浜市	35歳無職男性による傷害事件 被害者：男子高校生
H25年3月	神奈川県川崎市	19歳少年による殺害事件 被害者：母親
H27年4月	茨城県取手市	37歳無職男性による殺人未遂事件 被害者：男性
H27年8月	愛知県武豊市	28歳無職男性による殺人未遂事件 被害者：男性
H27年10月	福岡県行橋市	暴力団組員男性による殺人未遂事件 被害者：18歳少年
R2年6月	兵庫県宝塚市	23歳男性による殺傷事件 被害者：祖母、母、弟、叔母
R2年7月	兵庫県神戸市	33歳女性による殺人未遂事件： 被害者：夫
R2年8月	長野県長野市	28歳無職女性による殺人未遂事件 被害者：男性
R2年9月	北海道共和町	88歳無職男性による暴行 被害者：男性

5 各都道府県における条例上の規制

◆28府県の条例でクロスボウに関する規制あり（令和2年11月9日時点）
⇒資料2-3参照

◆規制内容

- 青少年に対する有害がん具類等の販売等の禁止
- 知事がクロスボウを有害がん具類等として指定

※15府県はR2年6月の兵庫県宝塚市における殺人等事件の後に指定

◆罰則

- 30万円以下の罰金（「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」等の県あり）



6 今回高知県で指定しようとする理由

◆指定理由

- ・青少年保護育成条例においては、銃砲刀剣類所持等取締法に抵触しないがん具刃物類であっても一定以上の威力を有するものは、青少年が携帯し凶器として使用する恐れがあるため、これらのものを有害がん具刃物類として指定し、青少年の非行や犯罪を未然に防止している。
- ・クロスボウについては、構造や機能が人体に危害を及ぼし、また、他の弓類と比べ取り扱いが容易である点から、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害する恐れがあることから、一定以上の威力のあるクロスボウを有害がん具刃物類として指定することとしたい。

◆指定の効果

- がん具刃物類の販売を業をする者に対し、青少年への販売、貸し付け等を禁止（違反した場合は、30万円以下の罰金）
- 保護者等すべての者に対し、有害がん具刃物類を青少年へ所持させることを禁止



7 本県における指定内容（案）

◆高知県の指定状況 ⇒資料2-2参照

- ・現在、13種類の刃物等を高知県青少年保護育成条例（第14条）に基づき有害がん具刃物類に指定。うち、がん具銃・スリングショット・スリングピストルにおいて「距離が3メートルで銃身と直角に置いた新聞紙5枚以上を貫通するもの又は射程距離が約10メートル以上のもの」と規定

◆クロスボウの威力について ⇒資料2-3参照

- ・他府県の条例において多く用いられている「0.07kgf・m/cm²以上」は、「距離が3メートルで直角に置いた新聞紙5枚以上を貫通」とほぼ同値。
- ・これらのエネルギーのものが人体にあたった場合には、大半の人が痛いと感じるであろうし、目・耳等の柔らかい部分にあたれば、かなりの傷害が生じると考えられる。



今回のクロスボウの指定においても、本県が既に指定している上記の事例を踏まえ、「洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、装填した矢端からの距離が3メートルで矢と直角に置いた新聞紙5枚以上を貫通するもの又は射程距離が約10メートル以上のもの」を規制対象としたい。

8 国の動向（参考）

警察庁は兵庫県宝塚市のクロスボウによる殺傷事件を受け、「クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会」を設置。9月23日に第1回、10月14日に第2回検討会を開催し、年末までに報告書を取りまとめる予定。